

なら・図書館に集う会会則

(名称)

第1条 本会は、「なら・図書館に集う会」（以下「集う会」という。）と称する。

(目的)

第2条 集う会は、現代のネット社会においても書籍をはじめとした確かな情報に触れることができ、また、立ち寄って思い思いに知識に触れ、人と集い、学び合う場所であり、奈良県内各地における文化創成の成果の発信拠点として活動している場所である、奈良県立図書情報館（以下「図書情報館」という。）の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援することを目的とする。

(事業)

第3条 集う会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書情報館の事業に対する支援活動
- (2) 講座、イベント等自主事業の実施
- (3) 奈良の魅力を発信する書籍出版・ソフト販売
- (4) その他、集う会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 集う会の会員は、集う会の目的に賛同して入会した者（個人・法人）とする。

- 2 集う会に入会しようとする者は、所定の入会申し込みをし、会費を納めなければならない
- 3 会員には会員証を交付する。
- 4 入会は随時とする。

(会費)

第5条 会費は、年額5,000円とする。

- 2 削除
- 3 納入された会費は返還しない。
- 4 次条に掲げる招待以外の図書情報館のイベント等に参加する費用は、その都度別に徴収する。

(特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 「図書館劇場」、「図書館学校」、「図書館寄席」、「聖徳太子連続講座」への招待
- (2) 出版書籍・ソフトの送付
- (3) 集う会主催事業への案内及び招待
- (4) 年間スケジュール及び月間スケジュールの送付
- (5) その他、奈良県立図書情報館長が指定するもの

(役員)

第7条 集う会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常任理事 10名以内
- (4) 理事 32名以内
- (5) 監事 1名

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長、常任理事及び監事は、理事の中から理事長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第8条 理事長は、集う会を代表して一切の事務を統括するとともに、必要に応じて総会、常任理事会及び理事会を招集し、理事長が議長となる。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 常任理事は、理事長に助言し、理事長を支援する。

4 理事は、集う会の重要事項を審議する。

5 監事は、集う会の会計の執行状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残任期間を後任者の任期とする。

(機関)

第10条 集う会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 理事会

(総会)

第11条 総会は、第4条に規定する会員で構成する。

2 総会は、理事長が必要と認めたときに開くことができる。

3 総会は、理事長が招集し、理事長を議長とする。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状を提出して、他の構成会員に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については総会の出席者とみなす。ただし、受任者の名前の記載がないときは、議長に委任したものとする。

6 理事長は、やむを得ない理由により総会を開催できないと認めるときは、書面により会員の意見を聴取し、総会の議決に代えることができる。

(総会の権能)

第12条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 理事を選出すること。
- (5) その他、集う会の運営及び目的達成に必要な事項

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事で構成する。

- 2 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集する。
- 3 常任理事会は、理事会に代えて開催することができる。
- 4 常任理事会は、理事長の諮問に応じ、理事長を支援することを業務とする。
- 5 常任理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 6 常任理事会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状を提出して、他の構成員に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については常任理事会の出席者とみなす。ただし、受任者の名前の記載がないときは、理事長に委任したものとする。
- 7 理事長は、やむを得ない理由により常任理事会を開催できないと認めるときは、書面により会員の意見を聴取し、常任理事会の議決に代えることができる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事で構成する。

- 2 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。
- 3 理事会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に提案する事項の審議及び決定を行うこと。
 - (2) 理事長を選出すること。
 - (3) 会員の退会について審議すること。
 - (4) その他、重要案件の決定及び進捗状況の確認を行うこと。
- 4 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 5 理事会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状を提出して、他の構成員に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については理事会の出席者とみなす。ただし、受任者の名前の記載がないときは、理事長に委任したものとする。
- 6 理事長は、やむを得ない理由により理事会を開催できないと認めるときは、書面により会員の意見を聴取し、理事会の議決に代えることができる。

(賛助会員)

第15条 図書情報館副館長の職に従事した経験を有する者(現在の副館長を除く。)のうち、第2条に規定する目的に賛同し、集う会を賛助することを承諾した者を賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、総会にオブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。
- 3 賛助会員の会費は無料とする。
- 4 賛助会員は、第6条に規定する特典を受けることができない。

(事務局)

- 第16条 集う会の事務を処理するため、図書情報館（奈良市大安寺西1丁目1000番地）に事務局を置き、会計及び出納事務（会費等の請求・受領事務を含む。）を処理するものとする。
- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長には図書情報館副館長をもって充てる。

(経費)

- 第17条 集う会の運営に関する経費は、第3条の事業収入、第5条の会費収入等をもって充てる。

(会計年度)

- 第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(退会)

- 第19条 会員は、所定の書面により届け出ることにより、いつでも退会することができる。
- 2 会員が次のいずれかに該当したときは、理事会の決定により退会させることができるものとする。
 - (1) 一定期間会費を支払わないとき
 - (2) 本会則に反したとき
 - (3) 会員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (4) その他会員として不適格と理事会で認めたとき
 - 3 退会理由に関わらず、納入済みの会費は返却しない。
 - 4 第1項並びに第2項本文及び(2)から(4)の規定は、賛助会員について準用する。

(解散)

- 第20条 集う会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決により解散する。

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、集う会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年11月24日から施行する。

平成28年度の会計年度は、集う会の設立日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

一部改正 令和3年5月7日

一部改正 令和6年6月19日